社会福祉法人　松阪市社会福祉協議会 一般事業主行動計画（第6回）

社会福祉法人　松阪市社会福祉協議会は、職員が仕事と子育てを両立させることができ、全職員が働きやすい雇用環境整備を行なうとともに、女性が活躍し、次世代育成支援について地域へ貢献する企業となるため、次のよう行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの　5年間

2. 内 容

目標1 ： 有給休暇取得率を令和7年度末比で3%の向上を目指す

【 対策 】

○ 令和8年4月1日～　就業管理システムを活用して、管理職へ職員の有給休暇取得状況をタイムリーに把握する。
管理職から各個人への管理システムの情報をもとに有給休暇取得啓発を行う。

○ 四半期毎　有給休暇取得の現状を管理職へ周知する。

目標2 ： 時間外勤務を令和7年度末比で7.5%削減を目指す

【 対策 】

○ 令和8年4月1日～　就業管理システムを活用し、時間外勤務の状況を把握する。

○ 令和8年4月1日～　事業所・個人単位での時間外勤務内容を洗い出し、管理職を通じ時間外を削減し、職員が個人の時間を有効に活用できるよう図る。

目標3 ： 職員の倫理観、人権感覚の向上

【 対策 】

○ 研修の実施（毎年1回）
職員の倫理、人権等に関する研修を行い、誰もが安心できる環境整備を行う。その中で、ハラスメントや女性活躍に関する研修を行う。

目標4 ： 出産後も不安なく職場復帰することができ、男性の育児休業または子の看護休暇の取得者を1人以上とする。

【 対策 】

○ 令和8年4月1日～　育児休業・育児短時間勤務に関する制度の情報を周知し、取得しやすくなるように理解を図る。

○ 令和8年4月1日～　復職後の職場イメージができるよう育児休業取得者に定期的な面談を行う。（3ヶ月毎）

目標5 ： 常勤職員の新規採用について、女性の割合を5割以上とする。

【 対策 】

○ 令和8年4月1日～　　会議等にて現状把握や課題確認を行い、問題意識の共有を図る。